意見提出者	KDD I 株式会社
1. 項目	格差是正によって建設された鉄塔・伝送路の使用目的の制限緩和
2. 既存の制	携帯電話によるエリアカバー率100%の実現に向け、過疎地対策として
度・規制等	国・地方自治体の公的支援制度(格差是正)により基地局及び伝送路が整
によってI	備されている状況にある。
CT利活用	これらの基地局及び伝送路にWiMAX設備を組み合わせることにより、
が阻害され	各世帯にブロードバンド環境を整備することが可能となるが、移動体格差
ている事	是正事業で構築した鉄塔・伝送路の目的外利用は「無線システム普及支援
例・状況	事業費等補助金交付要綱」により、制限されており、民間の多様な技術を
	活用した効率的なインフラ整備に向けた支障となっている。
3. ICT利	「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」
活用を阻害	(平成17年11月25日、最終改正:平成22年2月1日)
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	デジタルデバイド解消に貢献できるのであれば、有線通信が目的であって
活用を阻害	も「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」第2条(交付の目的)
する制度・	に規定されている「補助金の目的」に反しないこととするよう、措置を講
規制等の見	じて頂きたい。
直しの方向	
性について	
の提案	